



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年5月14日火曜日 第3号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	(経営支援課).....	33
農用地利用配分計画の認可.....	(農政課農地・担い手対策室).....	33
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	(森林整備課).....	34
保安林の指定の解除.....	(").....	34
水防警報を行う河川の指定の一部改正.....	(河川課).....	34
指定居宅サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課).....	35
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(").....	35

訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令.....	(人事課).....	35
----------------------------	------------	----

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局).....	39
--------------------------------	-----------------	----

公営企業訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令.....	(公営企業管理局総務課).....	40
---------------------------------	-------------------	----

告 示

○愛媛県告示第36号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

令和元年5月14日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
(仮称)コーナン新居浜店・ラムー新居浜店	新居浜市東田二丁目甲1692番1外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	24時間稼働する冷暖房設備、冷凍機の室外機及び荷さばきを行う際の防音対策を示すこと。 計画地は過去に梅雨や台風時の大水による被害が発生していることから、その対策と損害が出た場合の対応について示すこと。 店舗から国道11号西進方面への退店ルートに、交通事故が多発している交差点があり、付近住民の安全が脅かされる懸念があるので、退店ルートや事故防止対策を再考すること。

○愛媛県告示第37号

平成31年4月8日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和元年5月14日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
高市敏昭	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字大溝字橋609番1ほか1筆	2,694
大西秀雄	愛媛県松山市	愛媛県松山市津吉町1273番ほか1筆	1,715
山崎勝幸	愛媛県松山市	愛媛県松山市庄甲734番ほか2筆	900
田房勝仁	愛媛県松山市	愛媛県松山市庄甲730番ほか2筆	1,279

青 井 秀 典	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町 384番ほか15筆	27,468
---------	--------	------------------------	--------

2 認可年月日
令和元年 5月 7日

○愛媛県告示第38号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年 5月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年 5月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
宇和島市吉田町立間字竹城 4 番耕地973の 2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第40号

水防警報を行う河川の指定（平成20年10月愛媛県告示第1449号）の一部を次のように改正する。

令和元年 5月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
水系名	河川名	区 間	水系名	河川名	区 間
省略			省略		
肱川	小田川	省略	肱川	小田川	省略
同	肱川	左岸 大洲市肱川町宇和川760番4地先 (鹿野川大橋上流60メートル)から 大洲市柚木字尾坂358番の1地先 (富士橋下流30メートル)まで 右岸 大洲市肱川町山鳥坂282番地先(鹿野川大橋上流60メートル)から 大洲市柚木字富士897番の1地先 (富士橋下流80メートル)まで			
千丈川	省略		千丈川	省略	
肱川	肱川	左岸 西予市野村町野村字チガノ8号3番地先(新天神橋上流500メートル)から 西予市野村町蔵良126番地先(権現橋下流500メートル)まで 右岸 西予市野村町野村字芒駄場7号432番地先(新天神橋上流500メートル)から 西予市野村町阿下5号597番地先(権現橋下流500メートル)まで			

同	同	省略
須賀川	省略	
僧都川	僧都川	左岸 南宇和郡愛南町緑甲1005番2地先 (大道橋)から 海まで 右岸 南宇和郡愛南町緑乙3553番3地先 (大道橋)から 海まで

肱川	肱川	省略
須賀川	省略	

○愛媛県告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和元年5月14日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 ソリッドアース	デイサービス だん	愛媛県東温市南方222番地	平成31年3月1日	通所介護
医療法人 順風会	医療法人順風会 介護老人保健施設長安	愛媛県東温市志津川甲29番地1	平成31年3月8日	訪問リハビリテーション

○愛媛県告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和元年5月14日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 順風会	医療法人順風会 介護老人保健施設長安	愛媛県東温市志津川甲29番地1	平成31年3月8日	介護予防訪問リハビリテーション

訓 令

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年5月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課長の専決事項)</p> <p>第6条 課長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 所属職員の超過勤務命令（特例業務に該当するものに限</p>	<p>(課長の専決事項)</p> <p>第6条 課長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

る。)に関すること。

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

2～6 省略

(主幹等の専決事項)

第7条 主幹及び室長(以下「主幹等」という。)の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ課長の承認を受けなければならない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 所属職員の超過勤務命令に関すること(前条第1項第4号に掲げる事項を除く。)
- (4)～(7) 省略

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

2～6 省略

(主幹等の専決事項)

第7条 主幹及び室長(以下「主幹等」という。)の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ課長の承認を受けなければならない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 所属職員の超過勤務命令に関すること
- (4)～(7) 省略

(愛媛県研修所規程の一部改正)

第2条 愛媛県研修所規程(昭和30年愛媛県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事項)</p> <p>第6条の2 次長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 所属職員の超過勤務命令(特例業務に該当するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>第6条の3 課長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 所属職員の超過勤務命令に関すること(前条第3号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第6条の2 次長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>第6条の3 課長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 所属職員の超過勤務命令に関すること</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

(愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県労働委員会事務局処務規程(昭和41年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(次長の専決)</p> <p>第6条 次長は、次の事項を専決処理することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 職員の超過勤務及び休日勤務(これらの勤務が特例業務に該当するものに限る。)の命令に関すること。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(次長の専決)</p> <p>第6条 次長は、次の事項を専決処理することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

(課長の専決)

第8条 課長は、次の事項を専決処理することができる。

- (1) 職員の超過勤務及び休日勤務の命令に関すること(第6条第2号に掲げる事項を除く。)
- (2)・(3) 省略

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

(課長の専決)

第8条 課長は、次の事項を専決処理することができる。

- (1) 職員の超過勤務及び休日勤務の命令に関すること_____。
- (2)・(3) 省略

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第4条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第1(第4条関係) 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1(第4条関係) 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項							
事務の種類	事 項	決裁区分				事務の種類	事 項	決裁区分				
		知事	専決者					知事	専決者			
			部 長	局 長	課 長	主 幹				部 長	局 長	課 長
1~5 省略						1~5 省略						
6 組織 及び人 事管理 に關 する 事務	1~14 省略					6 組織 及び人 事管理 に關 する 事務	1~14 省略					
	<u>15 所属職員の超過勤務命令に關 すること。</u>						<u>15 所属職員の超過勤務命令に關 すること。</u>					
	(1) 特例業務に該当するもの											
	(2) (1)以外のもの											
16~19 省略						16~19 省略						
7~27 省略						7~27 省略						
備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。 (1) 省略 (2) 6の部3の項(1)、7の項及び15の項(1) (3)~(9) 省略 2~12 省略					備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。 (1) 省略 (2) 6の部3の項(1)及び7の項_____ (3)~(9) 省略 2~12 省略							

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第5条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項		別表第1(第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項	

事務の種類	事項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1～5 省略				
6 超過勤務命令に関する事務	1 所属職員の超過勤務命令に関すること。			
	(1) 特例業務に該当するもの			—
	(2) (1)以外のもの			—
7～11 省略				

備考 1・2 省略

3 総務県民室又は税務室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 6の部1の項(1)

(5) 省略

4 防災対策室(中予地方局を除く。)、福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業育成室、産地戦略推進室、企画検査室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 6の部1の項(1)

(5) 省略

5 省略

6 課長補佐、地域政策班長又は納税班長の担当事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長補佐」又は「班長」とし、主幹を置かない課又は室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

(1)・(2) 省略

(3) 6の部1の項(2)

(4)・(5) 省略

7～9 省略

別表第6(第4条関係)

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		所長	専決者	
			課長	主幹
1～5 省略				

事務の種類	事項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1～5 省略				
6 超過勤務命令に関する事務	1 所属職員の超過勤務命令に関すること。			—
7～11 省略				

備考 1・2 省略

3 総務県民室又は税務室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

4 防災対策室(中予地方局を除く。)、福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業育成室、産地戦略推進室、企画検査室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

5 省略

6 課長補佐、地域政策班長又は納税班長の担当事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長補佐」又は「班長」とし、主幹を置かない課又は室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

(1)・(2) 省略

(3) 6の部1の項

(4)・(5) 省略

7～9 省略

別表第6(第4条関係)

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		所長	専決者	
			課長	主幹
1～5 省略				

6 超過勤務命令に関する事務	1 所属職員の超過勤務命令に関する <u>こと。</u>			
	(1) 特例業務に該当するもの		—	
	(2) (1)以外のもの			—
7・8 省略				

備考 1・2 省略
 3 主幹を置かない課に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。
 (1)・(2) 省略
 (3) 6の部1の項⁽²⁾

6 超過勤務命令に関する事務	1 所属職員の超過勤務命令に関する <u>こと。</u>			—
7・8 省略				

備考 1・2 省略
 3 主幹を置かない課に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。
 (1)・(2) 省略
 (3) 6の部1の項

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県福祉総合支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第5条 次長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>所属職員の超過勤務(特例業務に該当するものに限る。)に関すること。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>第6条 課長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>所属職員の超過勤務に関すること(前条第3号に掲げるものを除く。)</u>。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第5条 次長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>第6条 課長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所属職員の超過勤務に関すること _____。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則3-27

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月14日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則(愛媛県人事委員会規則3-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務局長の専決)</p> <p>第10条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(事務局長の専決)</p> <p>第10条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p>

- (1)～(6) 省略
- (7) 軽易な事項の通知、報告、照会、回答等に関する事(次条第12号及び第12条第3号に掲げる事項を除く。)
- (次長の専決)

第11条 次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 事務局職員の超過勤務、休日勤務等(これらの勤務が特例業務に該当するものに限る。)の命令に関する事。

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

(課長の専決)

第12条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務局職員の超過勤務、休日勤務等の命令に関する事(前条第3号に掲げる事項を除く。)
- (2)・(3) 省略

- (1)～(6) 省略
- (7) 軽易な事項の通知、報告、照会、回答等に関する事(次条第11号及び第12条第3号に掲げる事項を除く。)
- (次長の専決)

第11条 次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 省略

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

(課長の専決)

第12条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務局職員の超過勤務、休日勤務等の命令に関する事 _____
- (2)・(3) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年5月14日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					
事務の種類	事 項	決裁区分			事務の種類	事 項	決裁区分			
		管 理 者	局 長	専決者 課長 主幹			管 理 者	局 長	専決者 課長 主幹	
1～4 省略					1～4 省略					
5 組織 及び人 事管理 に關 する 事務	1～7 省略				5 組織 及び人 事管理 に關 する 事務	1～7 省略				
	8 所属職員の超過勤務命令に関する こと。					8 所属職員の超過勤務命令に関する こと。				—
	(1) 特例業務に該当するもの			—						
	(2) (1)以外のもの			—						

6 ~ 10

省略

備考 省略

6 ~ 10

省略

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。